

無線従事者免許の免許申請等の提出先の見直しについて

改正の背景

平成 24 年 6 月に改正した養成課程の授業形態の拡大に関する省令改正（平成 24 年総務省令第 56 号）（以下「平成 24 年 6 月改正」という）により、無線従事者免許の申請又は再交付申請について、国家試験の合格者にあつては当該試験の受験地、養成課程等を修了した者にあつては申請者の住所を管轄する総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下「総合通信局等」という）に提出することとなっています。

しかし、これでは複数の免許を保有する無線従事者が再交付申請を行う際に免許ごとに再交付申請の提出先が異なる場合があることから、申請の利便性の向上を図るため、平成 24 年 6 月改正の施行（平成 25 年 4 月 1 日）に合わせて申請等の提出先を拡大することとしたものです。

改正のポイント

無線従事者の免許申請については、主に「新たな免許申請」と「再交付申請」の 2 つの手続があるため、それらを踏まえ以下のとおりとしました。

1. 提出場所に養成課程、科目認定及び認定講習の実施場所等を追加します。

【理由】

平成 24 年 6 月改正の際、養成課程の提出先を実施場所から現住所を管轄する総合通信局等へ変更しましたが、従来の養成課程の場合、養成課程の実施主体が修了者の免許申請を取りまとめて総合通信局等に一括提出している実態があるため、実施場所を管轄する総合通信局等への提出も認めることとしました。また、科目認定及び認定講習についても従来の養成課程の場合と同様の形態で講習を実施していることから、これも認めることとします。

2. 上記 1 の実施場所に加え、申請者の現住所を管轄する総合通信局等も提出先に追加します。

【理由】

複数の免許を保有する無線従事者が再交付申請を行う場合等、現行の制度では免許毎に管轄する総合通信局等へ提出する必要があるため、再交付申請の利便性が高まるよう、現住所への提出を認めることとします。

改正案の内容

電波法施行規則第 51 条の 15 第 2 項の表 6 の項（無線従事者の免許に関する事項）を下表のとおり変更する。

表 改正の概要（下線部分が変更箇所）

区分	改正案	平成 24 年 6 月改正（未施行）	現行
国家試験	受験地又は <u>申請者の住所</u> （※）	受験地	受験地
養成課程	<u>実施場所</u> 又は申請者の住所（※）	<u>申請者の住所</u>	実施場所
科目確認	<u>学校の所在地</u> 又は申請者の住所（※）	申請者の住所	申請者の住所
認定講習	<u>実施場所</u> 又は申請者の住所（※）	申請者の住所	申請者の住所

※ 養成課程等の認定を行った総合通信局等が免許申請等の審査を行うことでより効率的な審査を行えること等から、実施場所等を所管する総合通信局等を主たる委任先とし、申請者の住所についてはただし書による例外規定としています。

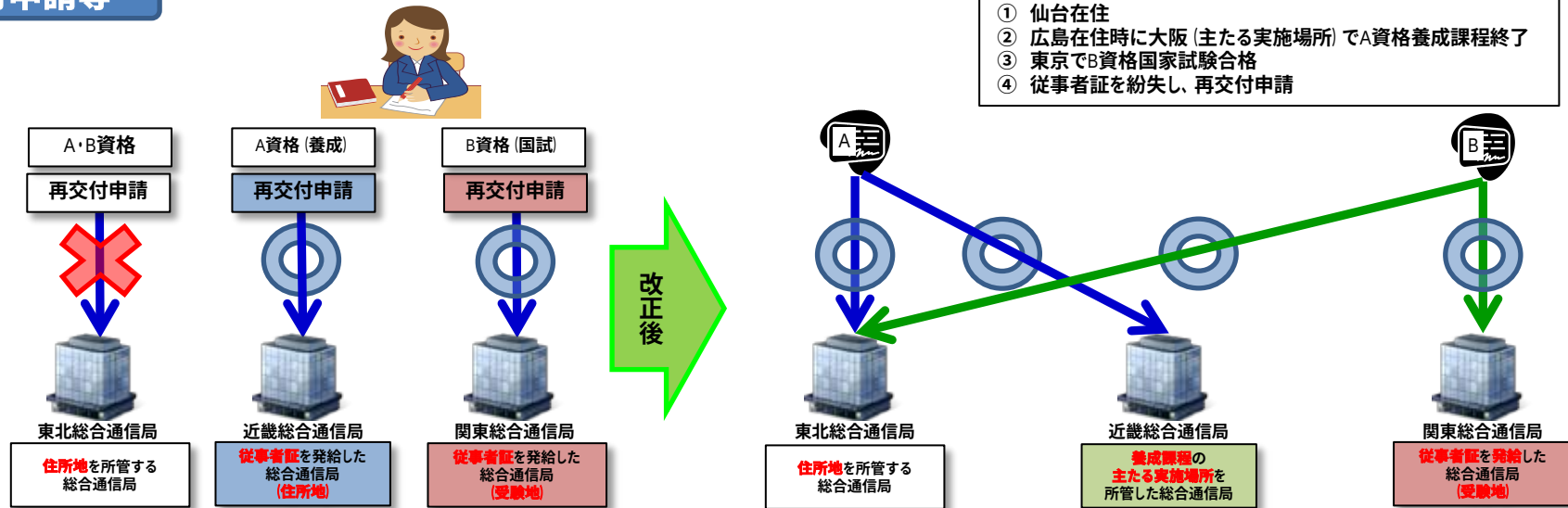
○ これにより、平成 24 年 6 月改正の際に提出された意見についても対応することとなります。

※ 改正のイメージについては、（参考）「無線従事者免許の申請先の見直し（施行規則第 51 条の 15（権限の委任）」をご参照ください。

無線従事者免許の申請先の見直し (施行規則第51条の15(権限の委任))

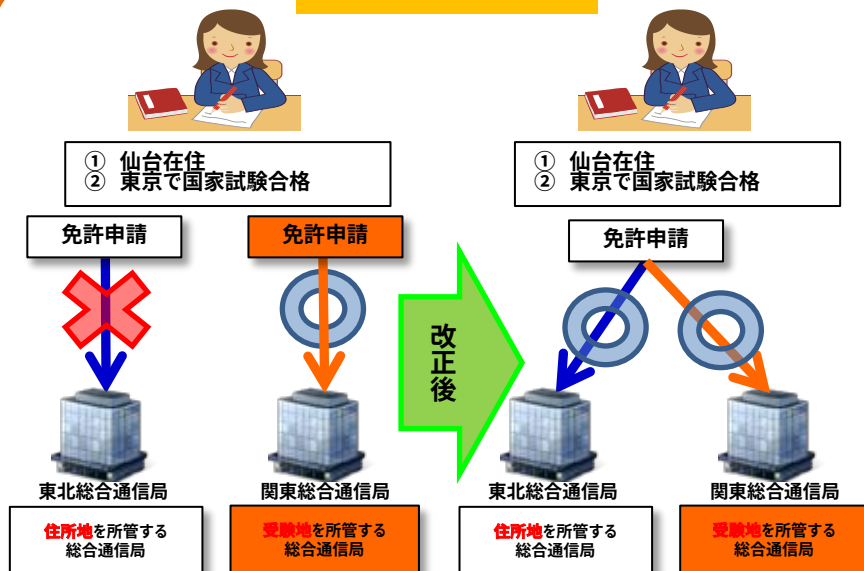
参考

再交付申請等



免許申請

国家試験の場合



国家試験以外の場合

